

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、健康増進事業の実施に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和8年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	・健康増進法等の規定に基づき、健康増進事業である各種がん検診（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診）、歯周病検診及び骨粗鬆症検診の実施に関する事務を行う。 住民情報により対象者を抽出、または、申込により受診票等を作成し交付する。 システムに検診受診結果を登録し結果情報の管理を行う。 ・健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第8項に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。
③システムの名称	保健センターシステム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
検診結果情報ファイル ※各種がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）、歯周病検診及び骨粗鬆症検診の7種あり	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表111の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府総務省令第5号）第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供】 ○番号法第19条第8号 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表139の項 【情報照会】
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松山市健康医療部健康づくり推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市健康医療部健康づくり推進課 790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30番地5 TEL(089-911-1810)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。 更新時には本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。 特定個人情報を含む書類や記録媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月11日	表紙 特記事項	操作カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和4年7月31日時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和4年7月31日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和4年7月31日時点	令和5年9月29日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和4年7月31日時点	令和5年9月29日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	Ⅰ 1 ②事務の概要	別表第二	第19条第8号	事後	法改正による修正
令和7年3月7日	Ⅰ 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律 【情報提供】	番号法第9条第1項 別表111の項	事後	法改正による修正
令和7年3月7日	②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため	○番号法第19条第8号 ○行政手続における特定の個人を識別するた	事後	法改正による修正
令和7年3月7日	Ⅰ 5 ①部署	保健福祉部	健康医療部	事後	誤記による修正
令和7年3月7日	Ⅰ 8 ①部署	保健福祉部	健康医療部	事後	誤記による修正
令和7年3月7日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和5年9月29日時点	令和6年11月18日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和5年9月29日時点	令和6年11月18日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	Ⅳ 8 人為的ミスが発生するリスク		十分である	事後	様式の変更に伴う追加
令和7年3月7日	Ⅳ 8 判断の根拠		特定個人情報の取扱いに関して、いずれの局 面においても複数人での確認を行うようにして	事後	様式の変更に伴う追加
令和8年9月1日	Ⅰ 1 ②事務の概要	各種がん検診(胃がん検診、肺がん検診、大腸 がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診)、歯 周疾患検診	各種がん検診(胃がん検診、肺がん検診、大腸 がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診)、歯 周病検診及び骨粗鬆症検診	事後	省令改正及び事業の開始
令和8年9月1日	Ⅰ 2 特定個人情報ファイル名	※各種がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、 乳がん、子宮頸がん)及び歯周疾患検診の6種 あり	※各種がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、 乳がん、子宮頸がん)、歯周病検診及び骨粗鬆 症検診の7種あり	事後	省令改正及び事業の開始